

## 学びの継続を支援する「学生支援特別給付金」 2次募集を実施

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、アルバイト収入等が減少し経済的に困窮している学生を対象に支給する「学生支援特別給付金」事業を実施し、8月31日で申請の受付を締め切りました。

その間、感染再拡大とそれに伴う都内での飲食店の営業短縮などの措置がとられたことから、学生のアルバイト収入等への影響を鑑み、当該給付金事業の2次募集を下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

この給付金は、国が実施した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の受給対象とならなかった困窮学生を対象に、市独自の要件を設けて給付金（10万円）を支給することで、経済的負担を軽減し、修学の継続を図ることを目的とするものです。

### 記

- 1 募集期間 9月15日（火）～10月31日（土）※当日消印有効
- 2 要件変更 2次募集では、支給要件を下記のとおり変更します。
  - ・学業成績基準の緩和
  - ・既存支援制度の利用条件の緩和
  - ・アルバイト収入（急減）の比較期間の緩和※ 上記以外の要件及び支給対象者に変更はありません。

【参考】9月14日時点の申請書提出件数は、328件（8月31日までの消印有効分）です。

<問い合わせ先>

市民活動推進部学園都市文化課長 山岸 電話042-620-7409